

## 弘明寺「ひかりが丘」地区建築協定

### (目 的)

第 1 条 この建築協定は、第7条に定める区域内における建築物の敷地、位置、用途及び形態に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この協定に用いる用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）および、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号以下「令」という）に定めるところによる。

### (名 称)

第 3 条 この建築協定は、弘明寺「ひかりが丘」地区建築協定（以下「協定」という）と称する。

### (協定の締結)

第 4 条 この協定は第7条に定める区域内の土地所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という）の全員の合意によって締結する。

### (協定の変更)

第 5 条 第7条に定める協定区域内における土地の所有者等は、この協定に係る協定区域、建築物に関する基準、有効期間および違反者の措置を変更しようとする場合において、その全員の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請して、その認可を受けなければならない。

### (協定の廃止)

第 6 条 第7条に定める協定区域内における土地の所有者は、この協定を廃止しようとする場合においてその過半数の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請して、その認可を受けなければならない。

### (協定区域)

第 7 条 この協定の区域は横浜市南区六ツ川町1丁目693番地外にて別図に示す区域とし、同区域には下記のブロックを設けるものとする。

区 画	街区	番 号	街区	番 号	区画数
Aブロック	1	1 ~ 6	9	1 ~ 11	142
	2	1 ~ 8	10	1 ~ 9	
	3	1 ~ 3	11	1 ~ 6	
	4	1 ~ 6	12	1 ~ 10	
	5	4 ~ 11	13	1 ~ 12	
	6	1 . 5	14	1 ~ 19	
	7	1 ~ 15	15	1 ~ 13	
	8	1 ~ 13	16	1	
Bブロック	5	1 ~ 3	6	2 ~ 4	6
Cブロック	3	4			1

(建築物に関する基準)

第 8 条 前条に定める協定区域内の建築物の敷地、位置、用途および形態は次の各号に定める基準によらなければならない。

但し、公益上必要な建築物で、運営委員会が承認し、横浜市長が認めたものについてはこの限りでない。

1. Aブロック内の建築物は1戸建とし、住居専用住宅とする。
2. Bブロック内の建築物は1戸建とし、住居専用住宅又は「令」第130条の3で規定する兼用住宅とする。
3. Cブロック内の建築物はテラスハウス形式とし、住居専用住宅とする。
4. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。

但し、「令」第135条の5の規定に適合する建築物及び建築物の部分については、この限りでない。

5. 建築物の最高の高さは10メートル、軒の高さは7メートル以下とする。
6. 地階を除く階数は2以下とする。
7. 協定区域内の各区画は最小面積を150㎡とする。

(有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は横浜市長の認可公告のあった日から第6条に定める協定の廃止の認可公告のあった日までとする。

但し、違反者の措置に対しては、期間満了後もなお、効力を有するものとする。

(効力の継承)

第 10 条 この協定の認可公告のあった日以後において、本協定区域内の土地の所有者等となった者に対してもその効力があるものとする。

(違反者の措置)

第 11 条 第8条に定める基準に違反した者があった場合、第14条に定める委員長（以下「委員長」という）は、第13条に定める協定運営の委員会の決定に基づき、当該土地の所有者等に対して、工事の施工停止を請求し、かつ文書をもって相当の猶予期間を付けて、当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2 前項の請求があった場合、当該土地の所有者等はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第 12 条 前条第1項に基づく請求があった場合において当該土地の所有者等がその請求に従わないとき、委員長は、第13条の委員会の決定に基づき、その強制履行又は当該土地の所有者等の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2 前項の提訴手続等に要する費用は、当該土地の所有者等の負担とする。

(運営委員会)

第 13 条 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 委員会は本協定区域内の土地の所有者等の互選により選出された委員7名をもって組織する。

3 委員の任期は2年とする。

但し、補欠の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(役員)

第 14 条 委員会には、次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

(3) 会計 1 名

(4) 委員 4 名

2 委員長は、委員の互選により選出する。委員長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

3 副委員長及び会計は委員のなかから、委員長が委嘱する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、これを代行する。

5 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

(補 則)

第 15 条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事並びに委員に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

1. この協定は、横浜市長の認可公告のあった日から効力を発する。